

令和3年5月11日

保護者各位

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫

緊急事態宣言の期間延長に伴う区内保育所等の運営について（お願い）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、現在、東京都に発出されている国の緊急事態宣言の期間が**令和3年5月31日まで**延長されることになりました。

これを受けて、区内保育所等の運営については下記の通りとしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 保育所等への登園について

区内保育所等（保育所、こども園、小規模保育および保育ママ）については、感染対策を徹底した上で緊急事態宣言延長後も原則として開所とする方針です。

ただし、お通いの園で、新型コロナウイルス感染症が発生した際、感染拡大防止のため、一定期間、臨時休園とさせていただきます場合がございます。あらかじめご承知おきいただきますようあわせてお願いいたします。

2 保育料の扱いについて

区内保育所等は原則として開所としますが、ご家庭やお勤め先の事情により緊急事態宣言発令期間中の登園を控えられた場合等を考慮し、保育料の扱いは次の通りとし、返還時期等については、後日、改めてご連絡いたします。

- (1) 5月12日から5月31日までの登園日が0日の場合に限り、5月の保育料から25分の17を乗じた額を減額します。
- (2) 5月1日から5月11日までの登園日が0日の場合、5月12日以降の登園実績にかかわらず25分の9を乗じた額を減額します。
- (3) 5月1日から5月31日までの登園日が0日の場合は、全額免除します。
- (4) 新型コロナウイルス感染症発生に伴いお通いの園が臨時休園となった場合、臨時休園期間の日数分を減額します。
- (5) 上記以外の場合は通常の保育料となります。

3 その他

- (1) 発熱、風邪症状がある場合は、登園を控えてください。保育中に体調不良となりお迎えをお願いする場合にも、ご協力をお願いします。
- (2) 登園前に、必ず検温を行ってください。日頃からお子様の健康状態について、お通いの保育施設と情報共有をお願いします。
- (3) お子様またはご家族がPCR検査を受けた場合や、濃厚接触者と判定された場合には、必ず保育施設にお知らせください。
- (4) その他、登園や送迎に不安がある場合には、保育施設にご相談ください。
- (5) 各施設での行事等が、中止または延期となる場合があります。その場合は、各施設からお知らせしますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- (6) 6月1日以降については、改めてご連絡します。

以上

【問い合わせ先】

◎各施設での対応について

【区立・公設民営】

子ども施設運営課区立保育施設係 電話 3 8 8 0 - 5 8 8 8

【私立】

私立保育園課私立保育園係 電話 3 8 8 0 - 5 8 8 9

◎保育料の扱いについて

子ども施設入園課入園第一係～第三係 電話 3 8 8 0 - 5 2 6 3